

# 舞台等での火気等使用について

エースパック倉吉未来中心

当館の舞台上等で火気等を使用するときは、鳥取県中部ふるさと広域連合火災予防条例施行規則第3条の規定により、倉吉消防署へ「喫煙等承認申請書」を提出する必要があります。提出にあたり、次の要領により手続きを行ってください。

## 1 届出を要する火気の種類

①	スモークマシン(コンセプトマシン、ディフュージョンフォガー等)	(危険物)
②	裸火(煙草、線香、ローソク、マッチ、クラッカー等)	(危険物)
③	ロスコタイプスモークマシン	(非危険物)

※③は、倉吉未来中心防火管理者の承認のみで可。

スモークマシンは、使用する発煙剤によって危険物か非危険物かに分類されます。

非危険物の場合は、倉吉未来中心への届出のみで、消防署への届出書は要りません。

## 2 提出書類

①	「喫煙等承認申請書」2部(倉吉消防署用、未来中心用) ※申請者の控えが必要な場合は、1部追加してください。
②	使用の状態を記入した舞台平面図(使用位置、消火設備位置を記入)
③	・スモークマシン等の使用物の概要説明書 ・発煙剤の成分表等
④	消火設備の種類、名称、数量を記入した消火設備説明書
⑤	催し物のスケジュール表(火気等の使用時間を記入:準備作業、リハーサル等で使用する時間を含む)

## 3 提出期限

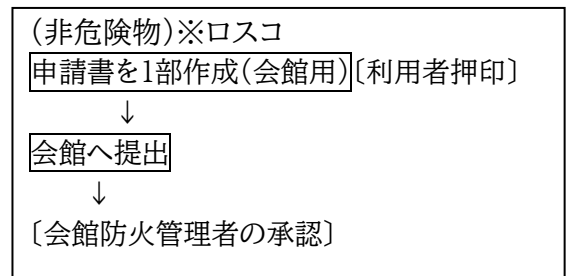
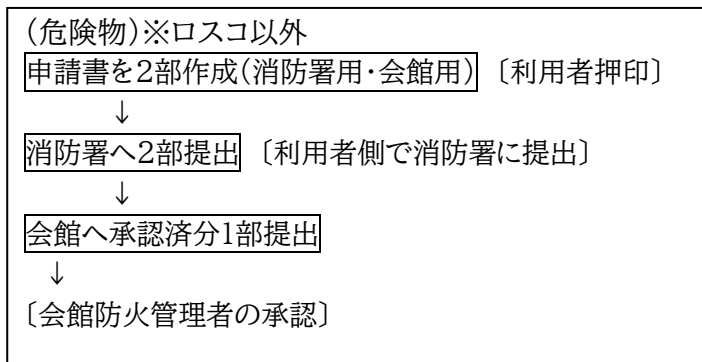
火気等を使用する日の7日前まで

## 4 利用日に準備するもの

消火器等の消火設備

※火気の近くに消火器等を設置し、火災発生時には消火できるようご用意ください。

## 5 申請手順



## 6 倉吉消防署

〒682-0922 倉吉市福守町415-2

鳥取県中部ふるさと広域連合消防局 予防課予防係

電話(0858)29-5126